

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類			詳細点検
事務事業名	精神科救急医療体制整備事業			シート番号	A 一般事務事業 11-204
担当部署名	健康福祉	局	健康	部	精神保健 課 評価責任者(課長名) 柴田

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	平成 18 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等 (法令、条例、規則、要綱等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神科救急医療体制整備事業実施要綱			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	休日夜間における緊急的な精神科医療が必要となる精神障害者等に対する精神科救急医療体制について、堺市が平成18年4月に政令指定都市へ移行したことに伴い、大阪府及び大阪府が実施していた大阪府精神科救急医療体制に参画し、現在に至る。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体 (誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()		
	7	事業の対象 (誰を、何を対象としているのか)	休日夜間における緊急的な精神科医療を必要とする精神障害者等		
	8	事業の目的 (どのような状況にしたいのか)	休日夜間における精神科救急医療体制を整備し、迅速に適切な医療を提供することにより、疾患の重篤化の軽減を図る(大阪府、大阪市との共同事業)。		
	9	事業内容 (スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	休日夜間において、緊急的な精神科医療を必要とする精神障害者等が地域で適切な救急医療が受けられるよう体制及び病床を確保し、緊急に受診が必要となる本人やその家族等、又は救急隊や警察からの受診依頼に関し、病院との調整を行う。また、精神科の受診、入院等の医療相談に対応し、当該精神障害者等の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行う。 なお、以前からの課題であった精神科と一般科の両方の治療を要する患者の対応について、一般科の救急病院と精神科の救急病院の連携の仕組みを構築し、平成27年8月から稼働させたことにより、一定の対応が可能となった。		
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input checked="" type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		大阪府			

Ⅲ. 投入量

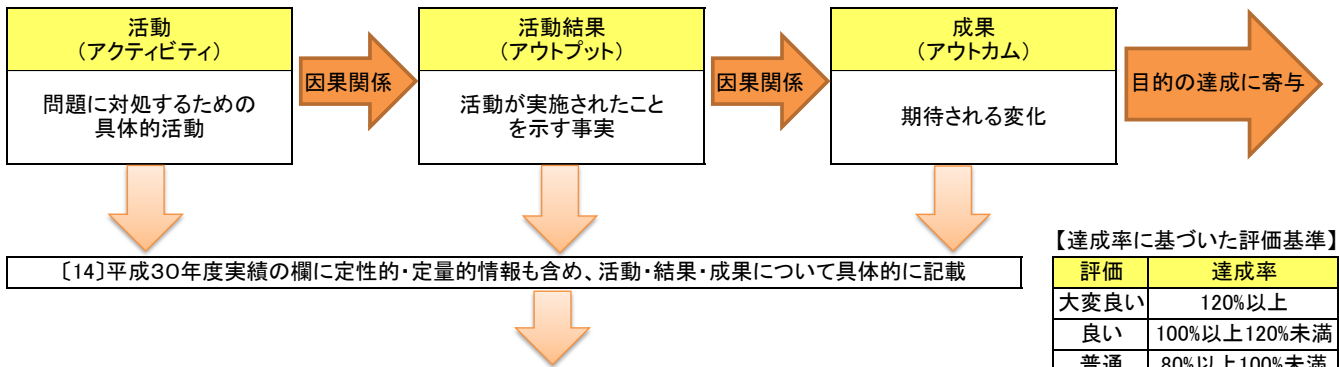
項目	単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業費 (a)	千円	47,320	47,466	45,355	49,562	
11 主な事業費内訳	精神科救急病院・受付窓口等体制確保事業	千円	24,619	24,837	23,151	24,834
	緊急措置診察24時間体制運営事業	千円	13,413	13,418	12,913	15,336
	精神障害者24時間医療相談事業	千円	9,028	9,026	9,007	9,133
		千円				
	国・府支出金	千円	11,805	19,062	19,054	19,459
12 財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
	市債	千円				
	その他()	千円				
一般財源	千円	35,515	28,404	26,301	30,103	
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	50,110	50,266	48,155	52,332	

令和元年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	精神科救急医療体制整備事業	シート番号	11-204
-------	---------------	-------	--------

Ⅳ. 評価(測定・分析)

ロジックモデルの考え方



[14]平成30年度実績の欄に定性的・定量的情報も含め、活動・結果・成果について具体的に記載

[15]または[16]に定量的な指標、または定性的な目標を記載

【達成率に基づいた評価基準】

評価	達成率
大変良い	120%以上
良い	100%以上120%未満
普通	80%以上100%未満
少し悪い	60%以上80%未満
悪い	60%未満

事業の活動内容や成果

平成30年度実績							
活動実績と成果	14	<p>精神科救急医療体制は、休日夜間の緊急な精神科医療に対応するための体制であり、平成30年度も大阪府・大阪市と共同で整備を行った。 堺市内の受診要請への対応件数は100件であり、うち市内医療機関での対応が36件と、約4割弱が堺市内の医療機関で対応できていた。 また、身体疾患と精神疾患を併せ持つ患者への対応として平成27年より開始した精神科合併症支援システムの利用も府内全域で進んでおり、平成30年度も市内一般科救急医療機関からの依頼(38件)に対応した。</p>					
	15	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	精神科救急医療機関対応件数	件	目標値	-	-	-	-
		実績値	101	114	100	-	
		達成率	-	-	-	-	
		評価	-	-	-	-	
	算出方法・設定根拠など		精神科救急受診相談のうち、救急受診が必要と判断され、受診及び入院した件数				
	16	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	市内救急告示病院が受け入れた患者のうち、精神症状への対応のため、精神科合併症支援システムを利用した件数	件	目標値	-	-	-	-
		実績値	20	32	38	-	
		達成率	-	-	-	-	
		評価	-	-	-	-	
	算出方法・設定根拠など		精神科救急受診者のうち、市内医療機関で対応した件数				

業績の分析

17	<p style="text-align: center;">目標を達成できた、または達成できなかった要因についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)</p>	<p>緊急な精神科医療を必要とする精神障害者等が利用するシステムについては、安定的な運用ができています。 また、平成27年8月から稼働させた、一般科の救急医療機関と精神科の救急医療機関の連携の仕組みを組み込んだ新たな精神科救急医療体制(精神科合併症支援システム)についても、関係機関による利用状況の検証、課題等の整理を定期的に行うとともに、更なるシステムの利用促進のため、救急告示病院向けの説明会や周知を行ったことで、身体疾患と精神疾患の双方の治療を必要とする患者の受け入れが進んできています。</p>
----	--	---

【分析のチェックポイント】

- 事業の達成度はどうでしたか。
- 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありませんでしたか。
- 資源投入は適切でしたか。
- 事前想定できない外的要因の影響はありませんでしたか。
- 事業の有効性は高いですか。低いですか。